

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

中止

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別                | 1: 都道府県知事・市区町村長等  |
|                          | <input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等  |
| 2. 都道府県名                 | 群馬県   |
| 3. 市区町村名                 |   |
| 4. 届出番号                  | 8   |
| 5. 独自利用事務の事例番号           | 106-3   |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | <a href="https://www.pref.gunma.jp/07/b27g_00001.html">https://www.pref.gunma.jp/07/b27g_00001.html</a> |

執行機関名 群馬県知事

私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                | (1)法定事務   | (2)独自利用事務  |
|--------------------------------|---|--|
| ①事務の名称                         | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 高等学校等の生徒等の保護者等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金を支給する事務(以下「高等学校等奨学のための給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの  |
| ②番号法別表第1の項                     | 81  |  |
| ③番号法別表第2の項                     | 106   |  |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 |   | 群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第一 第一の項<br>高等学校等の生徒等の保護者等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金を支給する事務(以下「高等学校等奨学のための給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所           | 独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第3条                 | 群馬県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱第2条   |

|                     |   |   |
|---------------------|---|---|
| <p>⑥事務の趣旨又は目的</p>   | <p>独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等(大学及び高等専門学校<sup>の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。</sup>)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。</p> | <p>この給付金は、<u>私立の高等学校等</u>(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。))。以下「高等学校等」という。)の生徒等(法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者又は同法第3条第2項第2号に該当する者であって高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定。)第3条に規定する補助対象者(以下「学び直し支援対象者」という。)をいう。以下「高校生等」という。)の保護者等(法第3条第2項第3号、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号)第1条第1項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号)第2条第2項に規定する保護者等をいう。)に対し、予算の範囲内において給付金を給付することにより、低所得世帯の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。</p> |
| <p>⑦独自利用事務の関連規範</p> |   | <p>群馬県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱</p>  |